

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成27年3月31日・東京都条例第65号

## 1 概要

### (1) 改正理由

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第39号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

ア 題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例」に改正する。

イ 手数料事務の根拠条項及び手数料の名称について、規定整備を行う。

改正案		現行	
事務	名称	事務	名称
一 <u>法第二十七条第一項</u> の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	一 <u>法第九条第一項</u> の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料
二 <u>法第三十条第一項</u> の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	二 <u>法第十二条第一項</u> の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料

## 2 施行日

平成27年4月1日

### 3 問合せ先

環境局環境改善部環境保安課

直通 03-5388-3471

内線 42-445